

第六三回

参第九号

学校給食法の一部を改正する法律（案）

学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（学校給食の実施）

第四条 国立又は公立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施しなければならない。

2 私立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施するよう努めなければならない。

3 学校給食の給食内容は、パン（これに準ずる小麦粉食品等を含む。）、牛乳及びおかずとする。

4 前項に規定するもののほか、給食内容その他学校給食に関する基準は、政令で定める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条を次のように改める。

（経費の負担）

第六条 学校給食に要する経費（他の法律の規定により国又は都道府県が負担するものを除く。）は、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

第七条第二項を次のように改める。

2 国は、公立又は私立の義務教育諸学校の設置者に対し、学校給食の運営に要する経費の一部を補助する。

第七条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の補助は、学校給食を第四条第三項及び第四項に規定する給食内容及び基準に適合させるに十分なものでなければならない。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の学校給食法第四条第三項中「パン（これに準ずる小麦粉食品等を含む。）、牛乳及びおかず」とあるのは、当分の間、「米飯、牛乳（輸送困難その他の政令で定める特別の事情のある地域においては、政令で定める乳製品とする。以下同じ。）及びおかず又はパン（これに準ずる小麦粉食品等を含む。）、牛乳及びおかず」と読み替えるものとする。

(他の法律の一部改正)

- 3 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第三項中「学校給食」を削る。
 - 4 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第二号」を「第三号」に改める。
- (国の補助金及び負担金に関する経過措置)
- 5 昭和四十五年度までの予算に係る国の補助金及び負担金については、なお従前の例による。

理 由

国立及び公立の義務教育諸学校の設置者に対し、完全給食の実施を義務づけるとともに、義務教育諸学校において保護者が負担していた学校給食費を無償とし、学校給食の実施に要する経費は、すべて義務教育諸学校の設置者が負担することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約一千四百四十五億二千八百万円の見込みである。